平成２８年（フ）第２６号
茨城県稲敷郡阿見町大字廻戸293番地３　島廻りハイツ102号
債務者　根本　桂子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
茨城県石岡市南台２丁目25番２号　フローラル内藤Ｅ105、前住所茨城県牛久市上柏田４丁目21番地５
債務者　米本宗佑こと　朴　　宗佑
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
埼玉県所沢市大字牛沼215番地の１　リバティーハイツ206、申立時の住所群馬県太田市浜町13番24号
債務者　**徳**永　裕久
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４３号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目25番６号　パナハイツ久保田Ｂ棟103号、前住所茨城県那珂郡東海村大字須和間2003番地28
債務者　矢壁ロナルドこと　ＲＯＤＲＩＧＵＥＳ　ＹＡＫＡＢＥ　ＳＰＥＮＧＬＥＲ　ＲＯＮＡＬＤＯ
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第６２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山之小路４番地　ハイツビックベン301号
債務者　カーショップターゲットことフレスコこと　犬飼　清志
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７号
奈良県北葛城郡上牧町滝川台１丁目５番１―１号
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
香川県高松市田村町736番地１　市住３―16
債務者　田中　正則
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
福岡県久留米市山川町3118番地５　のぞみの家、前住所札幌市東区北43条東６丁目１番６号　コーポ翠203号
債務者　蝦名　浩彰
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４４号
福岡県久留米市安武町住吉1116番地73、前住所福岡県久留米市津福本町2114番地７　サンフィールド202号
債務者　池末　久美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３５号
熊本市東区下南部２丁目５番７―504号　下南部団地
債務者　内藤香奈恵
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の326
債務者　中島　　淳
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第４６６号
大阪市北区本庄東１丁目12番17―310号
債務者　戸嶋　康博
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７９号
大阪市此花区西九条１丁目29番７―802号
債務者　川東　叶子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８号
大阪市住吉区安孫子東２丁目３番18―506号
債務者　近藤　**茂**男
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４０号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ10―110号、前住所大阪府茨木市鮎川３丁目５番25号　サンアイ第５マンション102号
債務者　伊坂　哲志
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１４号
大阪府堺市東区引野町３丁165番地
債務者　五味　健郎
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部